

令和6年度 行財政3か年実施計画及び予算編成方針

令和6年度行財政3か年実施計画及び予算編成方針策定に当たって

本年5月に新型コロナウイルス感染症（C O V I D – 1 9）の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に引き下げられるなど、社会経済活動の正常化が進み、我が国経済は緩やかに回復している一方で、ロシアのウクライナ侵攻に起因する物価高騰が引き続き市民生活に影響しており、継続した対策が求められている。

本市においては、これまでもコロナ対策関連事業や物価高騰の影響を受ける市民・市内事業者に対する幅広い支援策を講じてきたところであるが、今後も社会情勢を十分に注視しつつ、効率的・効果的なDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や脱炭素社会の実現に向けた取組など、S D G s（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえた取組をさらに進めていく必要がある。

また、本市は本年7月に市制施行65周年の節目を迎える、今後も活力ある自立都市として発展していくため、将来を見据えた持続可能なまちづくりに重点的に取り組んでいかなければならない。とりわけ、子ども・子育て支援施策や教育施策の充実といった次代を担う人への投資、スポーツ健康都市に相応しい人生100年時代を見据えた施策、活力と賑わいのあふれるまちづくりなど、上尾市として全国に誇れるまちづくりを展開し、“住みたい・住み続けたい”まちにしていく必要がある。

しかしながら、近年の激甚化する自然災害への対応や公共施設・都市基盤施設（インフラ）の老朽化への対応、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加は避けられない状況にあることから、限りある財源を有効活用するため、既存事業の見直しや新たな歳入の確保を踏まえた行財政運営に努めなければならない。

このような状況を踏まえ、令和6年度の『行財政3か年実施計画及び予算編成方針』には、柱となる基本方針と予算編成に当たっての基本的事項を定めたところである。

各部局は、本方針に基づき、「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を実現するため、全力で予算編成に取り組むこととする。

令和5年9月1日
上尾市長 畠山 稔

1. 日本経済の状況と国の経済財政運営

令和5年7月20日開催の経済財政諮問会議に提出された内閣府年央試算によると、我が国経済は、「コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している。個人消費や設備投資の持ち直しが続く中、今後についても、雇用・所得環境の改善が見込まれる下で、各種政策の効果もあって、民間需要主導の緩やかな成長が続くと見込まれる。」と述べる一方で、「世界的な金融引締めの長期化等による海外景気の下振れリスク、物価上昇や金融資本市場の変動等が我が国経済に与える影響には十分注意する必要がある。」とされている。

このような状況下において、「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」(令和5年7月25日閣議了解)では、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」、「施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行う。」とし、概算要求に当たって厳しい姿勢が示されている。

これらの方針に基づいた国の予算編成は、地方財政に大きな影響を及ぼすことから、その動向を十分注視し適切に対応していく必要がある。

2. 本市の財政状況と今後の見通し

令和4年度の一般会計の決算規模は、子育て世帯への臨時特別給付金支援事業を実施した令和3年度と比べて大幅に減少した。

歳入面では、個人市民税や固定資産税の増加により市税収入が324億7千万円(前年度比+8億3千万円)となり、消費税収の増加により地方消費税交付金も51億2千万円(前年度比+2.4億円)となった。

歳出面においても、子育て世帯への臨時特別給付金支援事業の影響により歳出総額では8億1千万円減少(前年度比△1.1%)したものの、義務的経費のうち人件費が122億円(前年度比+3億円)、公債費が66億6千万円(+1億6千万円)といずれも増加している。

これら決算に基づき算定した財政指標は、実質公債費比率が4.7%(前年度比△0.1ポイント)、将来負担比率は、令和3年度に引き続き充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、本比率は算出されないこととなり、いずれも早期健全化基準を大きく下回る結果となった。他方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、95.1%(前年度比+5.6ポイント)と再び上昇し、硬直的な財政状況となっている。

今後の財政収支の見通し【別紙1】では、主に高齢化に伴う扶助費の増加が見込まれることから、歳入面では国・県支出金等が増加傾向となる一方で、それに伴う歳出面においても、すべて国等から支出されるわけではないため市費としても同様に増加するなど、財源不足額は引き続き増加傾向となっている。

さらに、本年度から本格化している西貝塚環境センターの基幹的設備改良に加え、長期的には、新たなごみ処理施設の建設や老朽化が進んでいる学校施設の更新などの大規模事業が予定されていることもあり、本市の財政運営は、引き続き予断を許さない状況となっている。

3. 行財政3か年実施計画及び予算編成の基本方針

令和6年度に向けては、新型コロナウイルス感染症への警戒が引き続き必要であるものの、社会経済活動が正常化に向かっていることを踏まえ、財政運営についても平時に戻す必要があるが、いまだ落ち着きが見られない物価高騰や頻発化・激甚化する災害などの課題に継続的に取り組みつつ、SDGsを踏まえた将来的な課題にも対応する必要がある。

そうしたことから、本市における課題は多いところであるが、本市が掲げる『みんなでつくる みんなが輝くまち あげお』を実現していくための優先課題推進枠である「政策企画提案制度」は引き続き実施することとし、市民が夢を持てる事業を推進すると同時に、持続可能な社会に対応し、市民ニーズに合致した施策を積極的に推進していくこととする。他方、限られた財源の中でこれらの施策を実施していくためには、ワイスペンディング（政策効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換すること）を徹底することも重要となることから、この両方の観点を踏まえながら、優先的・重点的に予算措置を行うこととする。

また、令和6年度予算の編成に当たっては、特に以下の取組を推進、徹底することとし、いずれの課題についても、事業構築に当たっては、限りある財源をどの政策に割り振るかについて説明責任をしっかりと果たす必要があること、さらにその説明は、具体的の合理的根拠に裏打ちされていること（Evidence-based Policy Making、証拠に基づく政策立案）が必須となる。

（1）次代を担う人への投資・活力と賑わいの創出

本市の人口は令和3年8月に23万人を超えて以降、ほぼ横ばいで推移しているが、今後は減少することが見込まれている。持続可能なまちづくりを推進する観点からも、次代を担う人への投資は重要である。国における少子化対策「加速化プラン」等を踏まえ、特に、子ども・子育て支援施策を重点的に推進するとともに、引き続きデジタル社会・グローバル社会に対応した教育施策の充実が必要である。このことから、子育てしやすい環境や子どもが健やかに育つ環境づくり、教育環境の充実などにさらに積極的に取り組む。

また、本市の魅力を全国に発信することで“住みたい・住み続けたい”まちと思われる事が、今後の本市の人口の維持又は増加につながるものと考えられる。このことから、上尾市の特色等を捉え、賑わいを創出し活力あるまちづくりに資する施策にも取り組む必要があり、市域全体を活性化させることが重要となる。

いずれも既存の事業の見直しを図りながら、より効率的かつ効果的な事業スキームへの転換が求められる。

（2）DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

行政手続のオンライン化やペーパレス化などによる市民の利便性の向上、A I・R P Aなどを活用した行政事務の効率化やコストの削減を図るといった観点から、デジタル技術の導入に向けた見直しをさらに推進する。

なお、デジタル技術の導入に当たっては、業務効率化やコスト削減の効果、活

用のリスク解消等を具体的に明示したうえで、国のシステム標準化との整合性を踏まえることが求められる。

（3）住民の命を守るための防災・減災対策の充実・強化

地球温暖化に伴う気候変動により、近年、毎年のように大規模な水害が各地で発生しており、本市においても例外ではない。水害などは、さらに頻発化・激甚化する可能性があるとともに、首都直下型地震などの大規模地震についても、今後30年以内の発生が高い確率で予測されている。

これらの災害から市民の命と暮らしを守るために、ハード・ソフトの両面から、災害に強いまちづくりに引き続き取り組んでいくことが必要である。

（4）将来を見据えた持続可能なまちづくりの推進

市民が安心して生活していくためには、SDGsの「誰一人取り残さない」との考え方の下、持続可能なまちづくりを実現することが必要となる。そのためには、第6次上尾市総合計画を基本とし、脱炭素社会の実現に寄与する施策の推進、スポーツ健康都市に相応しい人生100年時代を見据えた市民の健康の維持・増進のための施策の強化、安心・安全なまちづくりなど、より良い環境を未来へ引き継ぐための取組を積極的に展開していくことが重要となる。

また、公共施設や都市基盤施設（インフラ）の老朽化に対応しながら行財政運営の自立性を確保していくためには、公共施設マネジメントを踏まえて、質と量の最適化を図りつつ、施設の維持管理費を削減していくことも必要となる。加えて、本年度から本格化している西貝塚環境センターの基幹的設備改良のほか、今後、新たなごみ処理施設の建設や老朽化が進む学校施設の更新に当たっては事業費が著しく多額となることが想定されるため、これらに備えた計画的な財源の確保も必要となる。

4. 予算編成に当たっての基本的事項

先に述べたとおり、今後の財政運営が厳しい状況を迎えており、『みんなでつくる みんなが輝くまち あげお』を実現するためには、「上尾市財政規律ガイドライン」【別紙2】を踏まえた予算編成を行うことが重要である。

高齢化や労働力人口の減少に伴う財政負担の増加が今後さらに加速化していくことが見込まれる中で、第6次上尾市総合計画に基づき、持続可能なまちづくりなどを実現していくためには、将来を見据え、より強固で弾力的な財政基盤の確立に取り組んでいくことが必要不可欠である。

このため、歳入面においては、国・県の補助制度や企業版ふるさと納税制度のほか、ふるさと納税型クラウドファンディングの積極的な活用など、新たな財源確保策をさらに推進していくこととする。また歳出面においては、漫然と既存事業を継続するのではなく、全ての事業について、あらゆる角度から見直しを行い、経費を削減した上で、少子高齢化の進展などを踏まえた事業へ移行・再構築するなど、ワイスペンドィングを徹底することとし、以下の点については、必ず実施した上で

予算編成に臨むこととする。

(1)歳入の確保

- 新規事業については、特定財源の有無、地球温暖化対策基金及び森林環境譲与税基金、ふるさと納税型クラウドファンディングの活用の可能性について精査するとともに、既存事業についても、特定財源等を活用する方策がないか、不斷に検討すること。
- さらに、企業版ふるさと納税制度については、寄附額の9割に相当する額が寄附を行った企業の法人関係税から軽減されるため、自治体に対する企業の寄附意欲が高まっていることから、新規事業の予算要求を行う場合は、必ず当該制度の活用について検討すること。また、既存事業を拡充する場合についても、当該制度の積極的な活用を検討すること。
- なお、今後の財政収支の見通しにおいて、財源不足の増加傾向が見込まれることから、上記の財源確保策等が講じられなければ、新規事業への取組は難しい状況であることに留意すること。
- 国・県支出金等が廃止された事業について、代替財源等が措置されない場合は、原則として、市費への振替えは認めず、当該事業を継続する場合は、従来の制度にとらわれることなく、事業の再構築を徹底すること。
- 歳入インセンティブ予算制度も積極的に活用し、広告料収入や財産貸付収入など自主財源の確保に努めること。

(2)歳出構造の改革

- 全ての事業について、必ず、必要性、効果及び達成度の観点から、不断に見直しを行い、既存事業の削減を徹底すること。
- とりわけ、長期間にわたり継続してきた単独事業や、国・県の制度を拡充しているいわゆる「上乗せ」事業については、社会情勢が事業開始時と比較して大きく変化し、すでに所期の目的を達成していると認められる場合は、早急に事業の再構築を図ること。
- 職員の創意工夫等により対応できることはないかという視点で改めて検証し、より効果的な事業スキームについて検討すること。

(3)将来負担の圧縮

- 未来へつなぐ財政基盤を確立していくため、市債残高について、普通交付税の振替えである臨時財政対策債を除き、引き続き抑制するよう努めることとし、市債を活用する場合にあっては、交付税算入率の高い有利な地方債を活用するなど将来負担の軽減を図るよう努める。

5. 予算要求基準

- 予算要求額については、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）及び施設の建設など継続実施している事業に係る経費、または実施内容の変更を伴わない単価の上昇や数量の自然増、働き方改革に伴う週休2日制工事による影響などを除き、原則として、令和5年度当初予算額を上限とすること。また、その場合にあってもワイススペンディングの徹底を図ること。

- やむを得ず上限額を超えて要求する場合には、必ず既存事業のスクラップなどにより財源を確保すること。また、各部局共通の課題を効率的に解決するため部局連携を積極的に図ること。加えて、必要性や効果、他市町村の状況や後年度負担等について明らかにした資料を示すこと。なお、E B P Mの観点から合理的な根拠資料が示されていない事業については、その要求自体が認められない場合があるので留意すること。
- 全ての事業について、必要性、緊急性などの観点から優先順位を見極めるとともに、各経費の見積りに当たっては、決算額等を分析し、適切な予算要求額とすること。

財政収支の見通し(～令和9年度)

ポイント

【一般会計】

- 財政運営の健全性を確保していくための方向性を明らかにするため、令和5年度当初予算をベースに令和9年度までの財政見通しを策定。
- 市税については、生産年齢人口の減少や、過去の変動率などを考慮して算出。
- 扶助費の増加が見込まれるため、財源不足額は増加する傾向。
- そのため、既存事業の抜本的な見直しなどの歳出抑制や歳入の見直しなどを徹底し財源不足額を可能な限り縮小していくものとする。

1. 岁入の見通し

(単位:百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計(5~9)
市税	29,540	31,749	32,548	32,507	32,668	32,836	32,800	163,359
地方譲与税等	5,602	5,660	6,161	6,161	6,161	6,161	6,161	30,805
地方交付税	2,629	3,525	4,343	4,530	4,614	4,701	4,929	23,117
国・県支出金	17,784	18,101	18,738	19,193	19,982	20,371	21,001	99,285
市債	7,208	5,550	3,656	4,891	6,470	5,041	3,928	23,986
その他	3,287	2,917	4,516	4,516	4,516	4,516	4,516	22,580
歳入合計	66,050	67,502	69,962	71,798	74,411	73,626	73,335	363,132

2. 岁出の見通し

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計(5~9)
義務的経費A+B+C	41,389	42,135	43,975	44,387	45,126	45,772	46,430	225,690
人件費A	12,917	12,968	13,881	13,859	13,839	13,868	13,849	69,296
扶助費B	21,883	22,496	23,479	23,977	24,849	25,759	26,710	124,774
公債費C	6,589	6,671	6,615	6,550	6,438	6,144	5,871	31,618
普通建設事業費	5,791	5,809	5,127	6,518	8,087	6,835	5,360	31,927
その他	21,776	21,686	24,358	24,746	25,452	25,740	26,250	126,546
歳出合計	68,956	69,630	73,460	75,651	78,665	78,347	78,040	384,163

3. 財源不足額

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計(5~9)
財源不足額	△ 2,906	△ 2,128	△ 3,498	△ 3,853	△ 4,254	△ 4,721	△ 4,705	△ 21,031

4. 留意事項

- 試算の前提や結果については、令和5年4月時点での見込みであり、今後の社会情勢、地方財政制度の変化などに対応するため、毎年度見直しを行う。
- 令和5年度における財源不足額は、財政調整基金等の取り崩しにより補填。

○歳入

市税	令和5年度予算額を基に、生産年齢人口の減少、評価替え等を加味し算出
地方譲与税等	令和5年度予算額と同額を見込む
地方交付税	令和5年度予算額を基に、財源不足額における普通交付税額の割合を加味し算出
国・県支出金	令和5年度予算額を基に、扶助費の伸び等を加味し算出
市債	令和5年度予算額を基に、建設事業債、臨時財政対策債を加味し算出
その他	令和5年度予算額と同額を見込む

○歳出

人件費	令和5年度予算額を基に、退職者・定員管理見込等に基づき算出
扶助費	令和5年度予算額を基に、伸び率等を加味し算出
公債費	令和4年度までの市債発行額及び令和5年度以降の市債発行見込額を基に算出
普通建設事業費	令和5年度以降に予定されている主要な普通建設事業を加味し算出
その他	令和5年度予算額を基に、上記以外の歳出について算出

上尾市財政規律ガイドライン

2021年4月
上尾市行政経営部財政課

目 次

1. ガイドライン策定に当たって	1
(1) ガイドライン策定の目的	
(2) ガイドラインの位置づけ	
2. 本市の現状と課題	1
(1) 人口構成や社会情勢の変化に伴う課題への対応	
(2) 財政状況	
3. 今後の財政収支の見通し	3
(1) 中期的な財政収支の見通しの策定	
(2) 財政見通しの活用	
4. 予算編成のルール	3
(1) 歳入の確保	
① 使用料・手数料等の適正化（受益者負担の原則）	
② 事業の拡大・創出における財源確保の原則化	
③ 国・県支出金等の積極的な活用	
④ 実施計画の策定における財源確保の原則化	
⑤ 公正な税負担と自主財源の積極的な確保	
(2) 歳出構造の改革	
① 事業の見直し	
② 特別会計の自立性の促進	
③ 民間事業者等の積極的な活用	
④ 補助金等の整理合理化	
⑤ ライフサイクルコストの軽減を考慮した公共施設の整備	
(3) 主要基金の残高確保	
① 財政調整基金	
② 公共施設整備基金	
(4) 将来負担の圧縮	
5. 予算執行のルール	5

1. ガイドライン策定に当たって

(1) ガイドライン策定の目的

本市では、高齢化など社会構造の変化により、市の財政負担が増加していく中においても、市民ニーズに的確に対応するべく、財政の健全性の維持に努めつつ、各種施策を積極的に展開してきたところである。しかしながら、今後は、生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の増加を期待することができない中で、公共施設の老朽化や激甚化する災害などへの対応にも取り組んでいくことが必要となる。

さらに、2019年末に世界で初めて感染が報告された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が経済活動や人々の生活に与える影響は甚大であり、我が国においても、全国的な地方税収の大幅減などが見込まれていることに加え、「新しい日常」への対応も求められている。

このような状況の中で、第6次上尾市総合計画で掲げる将来都市像である『みんなでつくる みんなが輝くまち あげお』を実現していくためには、安定的かつ健全な財政基盤を確立した上で、市民満足度を高めるべく、中長期的な施策展開を見据え、予算配分の重点化・効率化を一層推進していくことが求められる。

以上を踏まえ、上尾市財政規律ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定することにより、財政規律の維持及び向上を図り、もって健全な財政運営に資することとする。

(2) ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、第6次上尾市総合計画と連動し、同計画で定める「財政運営」の進捗を図るべく、予算編成及び予算執行を含めた財政運営全般に関する施策の基本となる事項等を定めるだけでなく、市の各実施計画を策定する上で財政的な指針としての性格を有するものであり、全ての職員は、予算編成及び予算執行に当たって、これを遵守しなければならない。

なお、社会情勢の変化等に対応するため、本ガイドラインは、その都度、見直しするものとする。

2. 本市の現状と課題

(1) 人口構成や社会情勢の変化に伴う課題への対応

我が国はすでに人口減少時代に突入しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計において、2100年の人口が、1920年の第1回国勢調査人口と同規模の5千万人台となるケースも見込まれているなど、大幅な人口減少が予測されている。

本市の人口は、現時点では微増している状況にあるが、同研究所の推計によると、2020年代には減少し始めることが予測され、子どもの数が大きく減少する一方で、高齢者数が大きく増加することが見込まれている。とりわけ高齢者数の増加は全国平均と比較して顕著であり、社会保障関係経費の増加は避けて通れない状況にある。

また、生産年齢人口の減少も全国平均と比較して顕著であり、これは、市税収入の増

加が期待できない状況にあることを示しており、歳入予算に占める市税の構成率が高い本市の財政に与える影響は少なくない。

さらに、昭和40年代から50年代の人口急増期に整備した数多くの公共建築物（ハコモノ）や都市基盤施設（インフラ）は、整備後、既に相当の年数が経過しており、今後は、一斉に、これまで整備してきた資産の更新時期を迎えることから、本市の財政状況は、より厳しくなることが予想される。

令和3年3月に改訂した上尾市公共施設等総合管理計画によると、本市が保有する公共建築物について、現行の規模を維持し続けると仮定した場合に必要となる費用は、平成26年から令和35年までの40年間で約1,792億円と見込まれている。また、都市基盤施設について、現行の規模を維持し続けると仮定した場合に必要となる費用は、40年間で約2,546億円と見込まれている。

加えて、近年、毎年のように大規模な水害が各地で発生しており、本市においても、令和元年台風第19号の被害に対して、初めて災害救助法が適用されるなど、地球温暖化に伴う気候変動により、水害がさらに頻発化・激甚化する可能性がある。また、首都直下型地震などの大規模地震についても、今後30年以内の発生が高い確率で予測されているなど、これらの災害から市民の生活を守るために、ハード・ソフトの両面から、災害に強いまちづくりに取り組んでいくことが必要となる。

この他、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の大幅な減収への対応に加え、地域経済対策やデジタル化の推進など、アフター・コロナにおける新しい日常への対応も求められている。

以上のとおり、今後は、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少が見込まれる中で、現状の市民サービスを一定程度維持しつつ、人口構成や社会情勢の変化などによって、ますます多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要がある。

（2）財政状況

本市は、これまで、将来を見据えて、職員数の適正化等による人件費の削減やプライマリーバランスを考慮した市債の借入れなどにより、財政の健全性を維持しつつ、こども医療費の無料化などの子育て施策、国民健康保険の被保険者の負担軽減を目的とした同保険の特別会計に対する法定外繰出しなどの福祉の充実、土地区画整理事業や街路整備などのまちづくりの推進など、市民ニーズに沿った施策を積極的に展開してきたことから、財政指標のうち経常収支比率はやや高めであるものの、健全化判断比率は早期健全化基準などを大きく下回っている。

このように本市の財政状況は、ストック面では、これまでの財政健全化に向けたあらゆる取組によって各種財政指標は確実に改善しつつあるが、フロー面では、予算編成において恒常的な財源不足が生じている状況にあり、それを補てんするため、毎年度、財政調整基金等から繰り入れをすることにより、辛うじて、予算上の歳入歳出が均衡している状況にある。

今後は、前述したとおり、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少及び公共施設の老朽化や激甚化する災害などへの対応に加え、普通交付税の代替財源である臨時財政対

策債の影響による公債費の増加や高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加への対応が必要になることから、継続的かつ安定的な行政サービスを提供していくためには、さらなる財政基盤の強化を図ることが不可欠である。

3. 今後の財政収支の見通し

(1) 中期的な財政収支の見通しの策定

持続可能な財政運営を図るためにには、今後の財政状況を見通し、課題を把握した上で、将来の財政運営の健全性を確保していくための方向性を明らかにしていく必要があることから、中期的な財政収支の見通し（以下、「財政見通し」という。）を策定することとする。（資料参照）

なお、財政見通しの期間は5年間とし、社会情勢の変化、地方財政及び税制制度の改定、急激な行政需要の変化に対応するため、毎年度、見直しを行うこととする。

(2) 財政見通しの活用

財政見通しにおける歳入と歳出のかい離が生ずる場合は、地方自治法で規定する「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」という会計年度独立の原則に基づき、歳入の確保や歳出の抑制等に向けた取組を果斷に実行することにより、そのかい離の縮小に努めなければならない。

4. 予算編成のルール

(1) 歳入の確保

① 使用料・手数料等の適正化（受益者負担の原則）

特定の行政サービスの受益者に負担していただく使用料、手数料及び負担金等については、そのサービスに係るコストや社会経済情勢等を踏まえ、不斷に見直しを行うこととする。

② 事業の拡大・創出における財源確保の原則化

事業の拡大、または、新たな事業の創出に当たっては、あらかじめ、その事業を実施する目的及び目標、さらにはその実施のために必要となる手順及びその財源見通しを含めた事業費を明らかにしなければならない。

また、国・県支出金等が廃止された事業について、代替財源等が措置されない場合は、原則として、市費への振替えは認めず、当該事業を継続する場合は、従来の制度にとらわれることなく、事業の再構築を行うこととする。

③ 国・県支出金等の積極的な活用

事業の実施に当たっては、国・県支出金等の特定財源や企業版ふるさと納税制度の積極的な活用を図ることとし、特に新規事業については、特定財源の有無等について精査するとともに、既存事業についても、特定財源等を活用する方策がないか、不斷に検討していくこととする。

④ 実施計画の策定における財源確保の原則化

各実施計画の策定に当たっては、あらかじめ、その施策の実施のために必要と

なる手順及びその財源見通しを含めた事業費を明らかにし、財政運営に与える影響について財政課と協議した上で、策定しなければならない。

⑤ 公正な税負担と自主財源の積極的な確保

市税、負担金及び使用料・手数料等については、その徴収率の向上に継続して努めるほか、未収金については、負担の公平性の観点から徴収対策を一層強化するとともに、広告料収入の拡大など自主財源の確保に努めることとする。

(2) 歳出構造の改革

① 事業の見直し

全ての事業については、必要性、効果及び達成度の観点から、不斷に見直しを行うこととし、とりわけ、長期間にわたり継続してきた単独事業等については、社会情勢が事業開始時と比較して大きく変化し、すでに所期の目的を達成していると認められる場合は、早急に事業の再構築を図るものとする。

② 特別会計の自立性の促進

特別会計については、「独立採算」または「特定収入による事業の実施」の原則を踏まえ、国が示す繰出基準等に則した運営が可能となるような財政運営に努めることとする。

③ 民間事業者等の積極的な活用

既存、新規を問わず、全ての事務事業については、質の高いサービスを効率的かつ効果的に提供する観点から、実施主体等を含め不断の見直しを行うこととし、民間事業者等が実施することが、合理的かつ効果的であると認める場合は、積極的にその活用に努めることとする。

④ 補助金等の整理合理化

補助金等については、その趣旨や目的及び効果などに鑑み、必要性及び効果、補助率又は補助金額の適正化等の観点から、不斷に見直しを行うものとする。

とりわけ、市単独補助金並びに国・県補助金の上乗せ及び補助対象の拡大等を行っているものについては、その効果等を検証することとする。

⑤ ライフサイクルコストの軽減を考慮した公共施設の整備

公共施設の整備事業に当たっては、事業の効果や施設の規模及び設備内容等について十分検証するほか、施設整備後の維持管理費用などを含めたライフサイクルコストの軽減を考慮した整備に努めることとする。

なお、既存施設の再配置に伴い生み出された未利用地については、積極的に売却を検討することにより、売却益及び固定資産税等の市税収入の確保を図るとともに、資産管理に係る経費の削減を図ることとする。

(3) 主要基金の残高確保

① 財政調整基金

財政調整基金は、今後の社会変動や緊急課題に的確に対応するほか、将来の償還財源の計画的な確保、金融市場からの信認の一層の向上を図る観点から、年度

末の当該基金残高について、標準財政規模の1割程度となるよう努めることとする。

なお、緊急課題に対応したこと等に伴い、当該基金の残高がこの水準を下回ることとなった場合においては、予算の編成及び執行に留意することなどにより、可能な限りこの水準まで基金残高を復元するよう努めることとする。

② 公共施設整備基金

公共施設整備基金については、今後の公共施設の更新等に対応するためには、一定の基金残高が必要になることから、市債充当率を考慮し、年度末の当該基金残高を当該公共施設における前年度の減価償却累計額の1割程度となるよう努めることとする。

なお、現時点の当該基金の残高はこの水準を大きく下回っていることから、予算の編成及び執行に留意することなどにより、可能な限り基金残高を積増しするよう努めることとする。

(4) 将来負担の圧縮

未来へつなぐ財政基盤を確立していくため、市債残高について、普通交付税の振替えである臨時財政対策債を除き、引き続き抑制するよう努める。なお、今後予定される大規模な公共施設の更新等への市債活用により、市債残高がやむを得ず一時的に増加せざるを得ない場合も、将来の市民負担に配慮し当該年度の市債借入総額を極力抑制することとする。

また、市が出資等を行う団体については、経営の健全化に努めるべく、自主財源の確保や組織体制及び業務内容の見直しに継続的に取り組むなど、自立性の高い経営を促すこととする。

5. 予算執行のルール

予算執行においては、既成概念にとらわれることなく、職員一人ひとりが経営意識と危機感を持ち、事業執行における積極的な創意・工夫により、あらゆる角度から経費の節減を図ることとする。

また、市が実施する全ての事務事業の経費に人件費が含まれていることを念頭に置き、効率的な事業運営を徹底するとともに、事務事業の所期の目的に立ち返り、不必要的事務がないかを検証し、継続的に事務改善を図ることとする。

なお、予算執行のルールについては、毎年度「予算執行等における留意事項」を定め、これに基づき執行することとする。